

「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」を締結します！  
～千葉市と横浜市との間で転入・転出する場合の手続を簡素化～

千葉市と横浜市は、「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」を締結しますので、お知らせします。

## 1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定

## 2 協定締結日

令和3年1月21日（木）

## 3 都市間連携の開始日

令和3年2月1日（月）

※開始日以降に千葉市又は横浜市に転入した場合に適用を受けることができます。

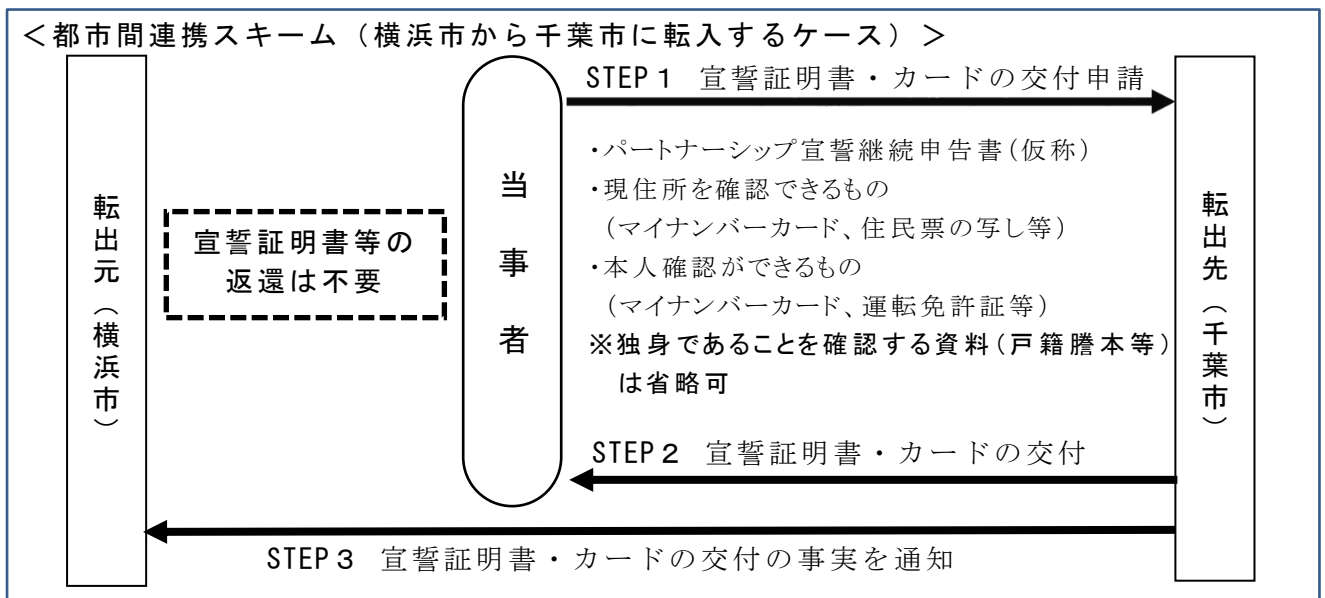
## 4 趣旨・目的

千葉市と横浜市のいずれかで同制度を利用している当事者が、両市の間で転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、その手続を簡素化します。  
対象となる人口及び現在までの宣誓組数において、全国で最大規模の連携となります。

## 5 内容

### ＜協定による連携事項＞

- ・当事者は転出先の自治体への手続のみ行い、転出元の自治体への手続は不要となる
- ・転出先の自治体への提出書類を一部省略可とする



## 6 添付資料

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定書